

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正
（県例規集登載）

住宅課

- 保安林の指定

治山課

【公告】

- 令和元年度ふぐ処理師試験の実施
- 土地改良区役員の住所変更届
- 都市計画の変更案の縦覧

生活衛生課

耕地課

都市計画課

- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

- ” ” ” ”

用度課

- ” ” ” ”

用度課

- ” ” ” ”

目次

担当課（室）

【人事委員会】

- 特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則
（県例規集登載）

人事委員会

【公安委員会】

- 警備業法に基づく検定
- ” ”
- 警備業法に基づく審査

生活安全企画課

” ”

◎岡山県告示第三百七十五号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、令和元年度分の補助金から適用する。

令和元年八月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表土木部の部平成二十三年台風第十二号による被害に係る岡山県災害復興住宅建設資金等利子補給補助金の項の次に次のように加える。

平成三十年七月豪雨による被害に係る岡山県災害復興住宅建設資金等利子補給補助金	被災住宅の速やかな復興及び被災住宅居住者の生活の安定	市町村	被災住宅復旧のための住宅の建設、購入又は補修のための資金の融資を受けた被災住宅居住者に対し市町村が行う利子補給に要する費用	利子補給（年二・一二パーセント以内で当該融資の年利を限度とする。）に要する費用の二分の一
--	----------------------------	-----	---	--

令和元年8月9日 岡山県公報 第12116号

◎岡山県告示第三百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和元年八月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林の所在場所

浅口市鴨方町本庄字下名口二三、七二、七三、八一、八七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び浅口市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和元年8月9日 岡山県公報 第12116号

〔三〇九〕岡山県ふぐ処理等規制条例（平成二十七年岡山県条例第五十七号。以下「条例」という。）第五条第一項の規定により、令和元年度ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

令和元年八月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験の日時及び場所

1 日時 令和元年十一月六日（水曜日）九時四十五分から

2 場所 岡山県岡山市北区平田四〇八一 岡山県南部健康づくりセンター

二 試験科目

1 学科試験

(1) 条例及び岡山県ふぐ処理等規制条例施行規則（平成二十七年岡山県規則第六十号）に関する事。

(2) ふぐに関する一般知識

(3) 食品衛生に関する一般知識

2 実技試験

(1) ふぐの種類及び内臓の識別に関する事。

(2) 食用のふぐ（条例第二条第一号に規定する食用のふぐをいう。）の処理の技術

三 受験資格

調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第二条に規定する調理師であつて、次に掲げるいずれかに該当する者

1 次に掲げる期間の合計が二年以上である者

(1) ふぐ処理施設（条例第二条第五号に規定するふぐ処理施設をいう。(2)において同じ。）においてふぐ処理師（同条第三号に規定するふぐ処理師をいう。(2)において同じ。）の立会いの下にその指示を受けて業として食用のふぐの処理（同条第二号に規定する食用のふぐの処理をいう。以下同じ。）に従事した期間

(2) ふぐ処理施設において、条例附則第五項の規定によりふぐ処理師とみなされる者の立会いの下にその指示を受けて業として食用のふぐの処理に従事した期間

(3) 条例附則第六項の規定により(1)に掲げる期間とみなされる期間

2 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、奈良県、鳥取県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊

本県、宮崎県又は鹿児島県の知事が実施する食用のふぐの処理に関する試験に合格し、当該知事から当該試験に係る食用のふぐの処理に関する免許を受けている者

3 2に掲げる者の立会いの下にその指示を受けて業として食用のふぐの処理に従事した期間が二年以上である者

4 2の知事以外の道府県の知事又は地域保健法（昭和二十二年法律第一百一号）第五条第一項の政令で定める市の長が実施する食用のふぐの処理に関する講習を修了し、当該知事又は市長から与えられた食用のふぐの処理に関する資格を有する者であつて、業として食用のふぐの処理に従事した期間が二年以上であるもの

四 受験願書の受付期間

持参による場合は、令和元年十月七日（月曜日）から同月十五日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の八時三十分から十七時十五分までとする。

郵送又は信書便による送付（五2において「郵送等」という。）の場合は、令和元年十月七日（月曜日）から同月十五日（火曜日）までとし、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで有効とする。

五 提出書類及び提出先

1 県内居住者にあつては、次に掲げる書類を住所地を管轄する保健所（支所を除く。以下同じ。）へ持参により提出すること。

(1) 受験願書 一通

受験願書に受験手数料として一万五千五百六十円分の岡山県収入証紙を貼り付けること。なお、既納の受験手数料は、返還しない。

(2) 調理師法第五条第三項の調理師免許証の写し 一通

(3) 三1、3又は4に該当する者にあつては、業として食用のふぐの処理に従事した期間を証明する書類

(4) 三2に該当する者にあつては、三2の免許を受けていることを証する書類の写し

(5) 三4に該当する者にあつては、三4の資格を有していることを証する書類の写し

(6) 写真票 一通

写真票に、出願前六月以内に撮影した正面、上半身、無帽及び無背景の縦五センチメートル、横四センチメートルの大きさの写真（裏面に氏名及び撮影年月日

を記載したものに限り、)を貼り付けること。

- 2 県外居住者にあつては、1(1)から(6)までに掲げる書類を次の提出先に持参又は郵送等により提出すること。

郵便番号 七〇〇一八五七〇

岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県保健福祉部生活衛生課

六 合格発表

令和元年十一月二十日(水曜日)九時に岡山県庁北側公示板及び各保健所において発表するほか、岡山県保健福祉部生活衛生課ホームページ(<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/37/>)上に合格者の受験番号を掲載する。また、合格者には、合格証を交付する。

七 その他

- 1 受験者には、受験票を送付する。
- 2 受験手続等について不明な点は、住所地を管轄する保健所又は岡山県保健福祉部生活衛生課食の安全推進班(電話〇八六一二二六一七三三八)に問い合わせること。
- 3 受験願書等は、各保健所で交付する。

なお、郵送による受験願書等の請求は、宛先を明記し、百二十円分の切手を貼った返信用封筒(A四サイズの用紙が折らずに入る大きさのもの)を同封して行うこと。また、受験願書等は、岡山県保健福祉部生活衛生課ホームページにおいてダウンロードすることもできる。

令和元年8月9日 岡山県公報 第12116号

〔三一〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の住所に次のとおり変更があつた旨の届出があつた。

令和元年八月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

滝谷池土地改良区

二 変更内容

職名	氏名	変更前住所	変更後住所
----	----	-------	-------

理事	本田 和司	久米郡美咲町原田一一八四	久米郡美咲町打穴西一〇九六
----	-------	--------------	---------------

令和元年8月9日 岡山県公報 第12116号

〔三一〕 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により岡山県南広域都市計画整備、開発及び保全の方針を変更するため、当該都市計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出することができる。

令和元年八月九日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

岡山県南広域都市計画区域

三 都市計画の変更案の縦覧場所

岡山県土木部都市計画課、岡山市都市整備局都市計画課、倉敷市建設局都市計画部都市計画課、玉野市建設部都市計画課、総社市建設部都市計画課、赤磐市建設事業部建設課、浅口市産業建設部まちづくり課及び早島町建設農林課

四 縦覧期間

令和元年八月十六日から同月三十日まで

令和元年8月9日 岡山県公報 第12116号

〔三二二〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により岡山県南広域都市計画区域の区域区分を変更するた
め、当該都市計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出するこ
とができる。

令和元年八月九日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画区域の区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

岡山県南広域都市計画区域

三 都市計画の変更案の縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課、岡山市都市整備局都市計画課、倉敷市建設局都市
計画部都市計画課、玉野市建設部都市計画課、総社市建設部都市計画課、赤磐市建設
事業部建設課、浅口市産業建設部まちづくり課及び早島町建設農林課

四 縦覧期間

令和元年八月十六日から同月三十日まで

令和元年8月9日 岡山県公報 第12116号

〔三一三〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により岡山県南広域都市計画道路を変更するため、当該都市計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出することができる。

令和元年八月九日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画道路

二 都市計画を変更する土地の区域

浅口市金光町大谷地内から浅口市金光町佐方地内まで及び浅口市金光町下竹地内から浅口市金光町地頭下地内まで

三 都市計画の変更案の縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課、岡山市都市整備局都市計画課、倉敷市建設局都市計画部都市計画課、玉野市建設部都市計画課、総社市建設部都市計画課、赤磐市建設事業部建設課、浅口市産業建設部まちづくり課及び早島町建設農林課

四 縦覧期間

令和元年八月十六日から同月三十日まで

令和元年8月9日 岡山県公報 第12116号

〔三一四〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により鴨方都市計画整備、開発及び保全の方針を変更するた
め、当該都市計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出するこ
とができる。

令和元年八月九日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

鴨方都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

鴨方都市計画区域

三 都市計画の変更案の縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課、浅口市産業建設部まちづくり課及び里庄町農林建

設課

四 縦覧期間

令和元年八月十六日から同月三十日まで

令和元年8月9日 岡山県公報 第12116号

〔三一五〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により鴨方都市計画道路を変更するため、当該都市計画の変更を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出することができる。

令和元年八月九日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

鴨方都市計画道路

二 都市計画を変更する土地の区域

浅口市金光町大谷地内から浅口市金光町佐方地内まで及び浅口市金光町下竹地内から浅口市金光町地頭下地内まで

三 都市計画の変更案の縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課、浅口市産業建設部まちづくり課及び里庄町農林建

設課

四 縦覧期間

令和元年八月十六日から同月三十日まで

令和元年8月9日 岡山県公報 第12116号

〔三一六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年八月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市久米字八ノ坪三四六一二、三四六一四、三四七一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市真備町岡田二二二―三

金澤 洋美

三 許可番号

岡山県指令建指第四八号

令和元年8月9日 岡山県公報 第12116号

〔三一七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年八月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市中央五丁目一三―一二三、真壁字中溝三三八―六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央六丁目一―二四 プリムローズ二〇三

三谷 将史

三谷 唯

三 許可番号

岡山県指令建指第九二号

令和元年8月9日 岡山県公報 第12116号

〔三一八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年八月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見一三三〇一六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市玉島上成三六八一五サンライズC一〇三

水場 一平

三 許可番号

岡山県指令建指第一二二二号

〔三一九〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和元年八月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 購入物品名及び数量

放射線測定装置 1式

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び放射線測定装置仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 納入期限

令和2年3月27日（金）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和元年度に果が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成31年岡山県告示第30号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分が

Aであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しな

令和元年8月9日 岡山県公報 第12116号

い者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の処置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の処置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）
電話（086）226-7538

(2) 申請書の提出期限
令和元年9月10日（火） 正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課調達班（岡山県庁地下1階）
電話（086）226-7540

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和元年8月9日（金）から同年9月10日（火）まで（岡山県の休日を含める
条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

令和元年8月9日 岡山県公報 第12116号

(1)の場所以て交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ110グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年9月18日（水） 11時10分

ただし、郵送等による場合にあつては、令和元年9月17日（火）17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を令和元年9月10日（火）17時までに、4(1)の場所に提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

令和元年8月9日 岡山県公報 第12116号

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札, 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は, 無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は, 入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :

Radiation measuring apparatus 1 Unit

(2) Delivery date :

By 27 March (Friday), 2020

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

11:10 A.M. 18 September (Wednesday), 2019

(5) Contact point for the notice :

Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office
Supplies Division

2-4-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,

Japan

TEL 086-226-7540

〔三二一〇〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和元年八月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

- (1) 購入物品名及び数量
蛍光X線分析装置 1式
- (2) 購入物品の特質等
- (3) 購入説明書及び機器規格仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
令和2年1月31日（金）
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和元年度に果が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成31年岡山県告示第30号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しな

令和元年8月9日 岡山県公報 第12116号

い者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の処置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づくと入札参加除外の処置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づくと再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づくと更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226-7538

(2) 申請書の提出期限

令和元年9月10日（火） 正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課調達班（岡山県庁地下1階）

電話（086）226-7540

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和元年8月9日（金）から同年9月10日（火）まで（岡山県の休日を含める

条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

令和元年8月9日 岡山県公報 第12116号

(1)の場所以て交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ110グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年9月18日（水） 11時40分

ただし、郵送等による場合にあつては、令和元年9月17日（火）17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を令和元年9月10日（火）17時までに、4(1)の場所に提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

令和元年8月9日 岡山県公報 第12116号

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札, 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は, 無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は, 入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :

X-ray fluorescence spectrometer 1 Unit

(2) Delivery date :

By 31 January (Friday) , 2020

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

11:40 A.M. 18 September (Wednesday) , 2019

(5) Contact point for the notice :

Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office
Supplies Division

2-4-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,

Japan

TEL 086-226-7540

令和元年8月9日 岡山県公報 第12116号

〔三二一〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和元年八月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

ロータリ除雪車（二・二m級） 二台

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

令和元年六月六日

四 落札者の名称及び住所

株式会社NICHIJO大阪支社

大阪府大阪市淀川区西中島五丁目五番十五号

五 落札金額

九三、七四四、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額六、九四四、〇〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

平成三十一年四月二十六日

令和元年8月9日 岡山県公報 第12116号

〔三二二〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和元年八月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

除雪ドーザ（十一t級サイドシャッター付） 二台

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

令和元年六月二十四日

四 落札者の名称及び住所

コマツカスタマーサポート株式会社中国カンパニー岡山支店

岡山市南区妹尾三三四四

五 落札金額

三五、一六四、八〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二、六〇四、八〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

令和元年五月十四日

◎岡山県人事委員会規則第十九号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年八月九日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和三十五年岡山県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一級地の項中「加賀郡吉備中央町円城」を「加賀郡吉備中央町上田西」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則の規定は、平成三十一年三月八日から適用する。

令和元年8月9日 岡山県公報 第12116号

◎岡山県公安委員会告示第百十七号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

令和元年八月九日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種類等

警備業務の種類及び級	試験区分	実施期日	時間	場所
貴重品運搬 警備業務 (一級)	学科試験	令和元年十一月十五日(金曜日)	午前九時から午前十一時まで	岡山市中区小橋町一―一二五 岡山県警察本部小橋町庁舎
	実技試験	令和元年十二月七日(土曜日)	午前十時から午後五時まで	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの

1 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）第四条に規定する二級の検定（貴重品運搬警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

2 都道府県公安委員会が1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

三 検定申請手続

1 提出書類

(1) 所定の様式による検定申請書 一通

(2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏

名及び撮影年月日を記入したもの)

(3) その他

ア 二1に該当する者

合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面 各一通

イ 二2に該当する者

都道府県公安委員会が二1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する者と認める書面の写し 一通

ウ 県内に住所を有する者

住所地が県内にあることを疎明する書類 一通

エ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

令和元年九月三十日(月曜日)から同年十月四日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万六千円

(注) 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、検定申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

令和元年8月9日 岡山県公報 第12116号

◎岡山県公安委員会告示第百十八号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

令和元年八月九日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種別等

警備業務の種別及び級	試験区分	実施期日	時間	場所
貴重品運搬 警備業務 (二級)	学科 試験	令和元年十一月十五日（金曜日）	午前九時から午前十一時まで	岡山市中区小橋町一―一二五 岡山県警察本部小橋町庁舎
	実技 試験	令和元年十二月十四日（土曜日）	午前十時から午後五時まで	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

三 検定申請手続

1 提出書類

- 所定の様式による検定申請書 一通
- 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
 - その他
 - 県内に住所を有する者
住所地在県内であることを疎明する書類 一通
 - 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの
従事する警備業者の営業所が県内であることを疎明する書類 一通

2 提出先

- 県内に住所を有する者

(2) 住所地を管轄する警察署の生活安全課
県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの
営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

令和元年九月三十日（月曜日）から同年十月四日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万六千円

（注） 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、検定申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

令和元年8月9日 岡山県公報 第12116号

◎岡山県公安委員会告示第百十九号

警備業法の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十号)附則第五条の規定により、同法による改正前の警備業法(昭和四十七年法律第十七号)第十一条の二に規定する検定に合格した者に対する審査(学科試験及び実技試験を実施する者に限る。)を次のとおり実施する。

令和元年八月九日

岡山県公安委員会

一 審査の区分等

審査の区分	期 日	時 間	場 所
空港保安警備業務(一級・二級) 施設警備業務(一級・二級) 交通誘導警備業務(一級・二級) 貴重品運搬警備業務(一級・二級)	令和元年十月二十三日(水曜日)	午前九時から午後零時まで	岡山市中区小橋町一―一二五 岡山県警察本部小橋町庁舎

二 審査対象者

次の表の上欄に掲げる審査の区分に応じ、同表の下欄に掲げる対象者とする。ただし、次の者を除く。

- 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)の施行の際現に検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。)第一条に規定する警備業務(受けようとする審査の区分に係るものに限る。)に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して一年以上である者

- 検定規則の施行の際現に旧規則第一条に規定する警備業務(受けようとする審査

の区分に係るものに限る。)に係る指定講習(旧規則第十二条第一項に規定する指定講習をいう。)の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して一年以上である者

審査の区分		対象者
空港保安警備業務	一級	旧規則第一条に規定する空港保安警備業務に係る一級の検定に合格した者
	二級	旧規則第一条に規定する空港保安警備業務に係る一級又は二級の検定に合格した者
施設警備業務	一級	旧規則第一条に規定する常駐警備業務に係る一級の検定に合格した者
	二級	旧規則第一条に規定する常駐警備業務に係る一級又は二級の検定に合格した者
交通誘導警備業務	一級	旧規則第一条に規定する交通誘導警備業務に係る一級の検定に合格した者
	二級	旧規則第一条に規定する交通誘導警備業務に係る一級又は二級の検定に合格した者
貴重品運搬警備業務	一級	旧規則第一条に規定する貴重品運搬警備業務に係る一級の検定に合格した者
	二級	旧規則第一条に規定する貴重品運搬警備業務に係る一級又は二級の検定に合格した者

三 審査申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による審査申請書 一通
- (2) 写真 一枚(縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)
 - ア 岡山県公安委員会が発行した旧規則第一条に規定する警備業務に係る検定の合格証(以下「旧検定合格証」という。)を保有している者
- (3) 旧検定合格証の写し等
 - ア 受けようとする審査の区分に係る旧検定合格証の写し 一通

イ 岡山県公安委員会以外の都道府県公安委員会が発行した旧検定合格証を保有している者で、住所地及び従事する警備業者の営業所が県内にあるもの

(ア) 受けようとする審査の区分に係る旧検定合格証の写し 一通

(イ) 住所地が県内にあること又は従事する警備業者の営業所が県内にあることを疎明する書類 一通

ウ 岡山県公安委員会以外の都道府県公安委員会が発行した旧検定合格証を保有している者で、住所地が県内にあるもの

(ア) 受けようとする審査の区分に係る旧検定合格証の写し 一通

(イ) 住所地が県内にあることを疎明する書類 一通

エ 岡山県公安委員会以外の都道府県公安委員会が発行した旧検定合格証を保有している者で、従事する警備業者の営業所が県内にあるもの

(ア) 受けようとする審査の区分に係る旧検定合格証の写し 一通

(イ) 従事する警備業者の営業所が県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県外に住所を有する者

県内の各警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

令和元年九月二日（月曜日）から同月六日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

4 審査手数料

四千七百円

(注) 岡山県収入証紙により、審査申請時に納付すること。

なお、審査手数料は、納付後は返還しない。

四 審査定員

合わせて三十人（同時に二以上の審査を受けることはできない。）とする。ただし、申請順に受け付け、審査定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

五 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話(〇八六)二三四一〇一一〇 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

六 その他

1 審査に際しては、筆記用具及び旧検定合格証を持参すること。

2 審査は、学科試験及び実技試験とし、学科試験が合格基準に至らなかった者に対しては、実技試験を行わない。